

教員に支給される諸手当の見直しにかかる論点

●給料の調整額

(支給の性格)

特殊教育諸学校、特殊学級の教員に一律に支給されるもの。(給料の平均約6%程度)

(論点)

通常の学校においても、LD, ADHD等への指導が教員の役割として求められている中で、これらの教員との均衡上、現行の給料の調整額の支給が適切か。

●義務教育等教員特別手当

(支給の性格)

人材確保法により設立。全教員に級号給に応じた定額が支給される手当。

(給料の平均約3.8%程度)

(論点)

「骨太の方針2006」における教員給与の縮減(▲2.76%)の対象となっており、▲2.76%のうち半分である▲1.38%を占めている。縮減すると本給の1.4%の手当になるが、引き続き手当として残置するか。

●部活動手当

(支給の性格)

部活動の業務に従事した場合に日額で定額が支給される手当。

(4時間程度の業務で日額1,200円)

(論点)

部活動の顧問を担当する教員の勤務時間は、担当しない教員よりも多く、現行の支給要件で適当か。

●非常災害時等緊急業務手当、修学旅行等指導業務手当、対外運動競技引率指導業務手当、入学試験業務手当

(支給の性格)

それぞれの業務に従事した場合に日額で定額が支給される手当。

- ・非常災害時等緊急業務手当 (8時間程度の業務で日額3,000円~3,200円)
- ・修学旅行等指導業務手当 (8時間程度の業務で日額1,700円)
- ・対外運動競技引率指導業務手当 (8時間程度の業務で日額1,700円)
- ・入学試験業務手当(高校のみ) (8時間程度の業務で日額 900円)

(論点)

それぞれの業務の特殊性や困難性の評価が現行の支給要件で適当か。

●多学年学級担当手当

(支給の性格)

複式学級を担当する教員に日額で定額が支給される手当。(日額290円)

(論点)

近年、学級担任に求められる役割が複雑、困難化している中、複式学級を担当する教員の勤務内容が、他の学級を担当する教員の勤務内容と比較して著しく特殊であるか。

●教育業務連絡指導手当(主任手当)

(支給の性格)

主任に日額で定額が支給される手当。(日額200円)

(論点)

新たな職として「主幹(仮称)」を設置する場合、「主幹(仮称)」が主任を兼ねることも想定されるが、主任の業務の困難性や特殊性を一律に主任手当で評価することが適当か。

●管理職手当

(支給の性格)

管理職である校長、教頭に給料の一定率が支給される手当。(19年度から定額化)
(現行：校長12%~16%、教頭10%~12%、部主事8%)

(論点)

教育の質の向上には学校経営のかかわりが大きく、今後、管理職には学校マネジメント能力が求められるように、校長・教頭の職務と責任はますます大きくなっており、現行の支給額で適当か。

●へき地手当

(支給の性格)

へき地学校に指定された学校に勤務する教職員に級地に依りて給料の一定率が支給される手当。(25%の範囲内)(従来は、5級地:25%、4級地:20%、3級地:16%、2級地12%、1級地:8%)

(論点)

道路や交通機関、通信情報網などの発展により、へき地を取り巻く環境は変化しており、現行のへき地学校指定基準が適当か。

また、へき地学校の地域に居住せず、生活が便利な都市部に居住しながら自家用車で通勤している教職員に対し通勤手当とへき地手当が支給されていることが適当か。

●産業教育手当（高校のみ）

（支給の性格）

産業教育に従事する教員に給料の一定率が支給される手当。（給料の10%）

（論点）

現在の普通科高校は職業系の科目を開設するなど、従来よりも農業、水産、工業、商船の教育との困難性、特殊性の差が減少している状況の中、産業教育手当が他の教員との均衡上適当か。

※ 産業教育に専門的な知識を有する優秀な人材を確保する重要性や産業教員の困難性や特殊性がなくなったものではないことから、検討の際は留意する必要がある。

●定時制通信教育手当（高校のみ）

（支給の性格）

定時制教育、通信制教育に従事する教員に給料の一定率が支給される手当。（給料の10%）

（論点）

定時制通信教育手当の創設時に比べ、全日制高校との職務の困難性や特殊性の差が減少している中、定時制通信教育手当が他の教員との均衡上適当か。

※ 定時制通信教育手当の検討の際は、高等学校の定時制教育及び通信教育における勤労青年教育の重要性や優秀な人材の確保の必要性を考慮する必要がある。

各都道府県における教員給与に係る見直し及び見直し検討状況

都道府県	教職調整額	給料の調整額	義務教育等教員特別手当	管理職手当	特殊勤務手当							【高等学校のみ】 産業教育手当	【高等学校のみ】 定時制通信 教育手当	
					主任手当	多学年学級担当手当	教員特殊業務手当							入学試験業務
							非常災害時緊急業務	修学旅行等指導業務	対外運動競技等 引率指導業務	部活動指導業務				
(参考) 国の基準 【国庫負担算定基礎】	本給×4% ※校長、教頭を除く	号級ごとに定められた調整基本額に調整数を乗じて得た額 【調整数】 ①特殊学級担当職員 2 ②特殊教育直接従事者(教諭等) 2 ③2以外の教諭等 1	小中学校教員及び高等学校教員に対して定額 高等学校のみ ※産業教育手当受給者 3/4【農業、水産】 2/4【上記以外】 ※定時制通信教育手当受給者 3/4【夜間定時制、通信】 2/4【上記以外】	校長、教頭、部主事(特殊教育諸学校の各部に置かれる主事)に対して、規模別及び役割別に定められた支給割合を本給に乘じて支給	日額200円	2の学年 290円 3の学年 350円	ア 児童生徒の保護又は防災・復旧業務 日額3,200円(基本災害時は6,400円) イ 児童生徒の救急業務 日額3,000円 ウ 児童生徒の補導業務 日額3,000円 週休日等・終日に及ぶ程度(日中8時間程度) 土曜日等:①勤務に引き続き午後8時まで ②午前2～8時 平日:①勤務に引き続き午後11時まで ②午前2～8時	日額1,700円 8時間程度(就業時間含まない)	日額:1,700円 泊を伴うもの:8時間程度(就業時間含まない) 週休日等・終日に及ぶ程度(日中8時間程度)	日額1,200円 引き続き4時間程度 ※平日は支給対象外	日額900円 週休日等・終日に及ぶ程度(日中8時間程度) 土曜日等:勤務に引き続き午後8時まで	本給×10% ただし、定通手当受給者は6% ※校長を除く	本給×10% ただし、管理職手当受給者は8%	
北海道		調整数の区分見直し済み		定額化予定 (平成19年4月)		2の学年 6,090円 3の学年 7,350円				8時間以上 1,400円 4～8時間 1,200円	廃止(H18.4)	8%(定通手当受給者4%)	夜間定時8%(管理職6%) 通信 6%(管理職4%)	
青森		調整数の区分見直し済み 見直しを検討中 (教員以外の職種と併せて検討)		定額化予定 (平成19年4月)			土曜日等の規定削除				廃止	見直し検討予定	見直し検討予定	
岩手				定額化予定 (平成19年4月)						4時間程度 1,700円		8%(定通手当受給者4%)	8%(管理職6%)	
秋田	見直し検討中。(指導力不足教員に認定され長期研修を受講するものについては2%)	調整数の区分見直し済み		定額化予定 (平成19年4月)						検討中 (6時間程度 1,500円)		見直し予定 (5%(定通手当受給者3%))	見直し予定 (5%(管理職4%))	
宮城		調整数の区分見直し済み ・支給要件の厳格化(代替職員が発令された場合又は発令させなくとも1ヶ月以上勤務しない場合、支給を停止)		定額化予定 (平成19年4月)							1日1,000円 ※週休日等を問わない			
山形		調整数の区分見直し済み		定額化予定 (平成19年4月)			土曜日等の午前2～8時の規定削除			支給額の見直しを検討中				
福島		調整数の区分見直し済み	見直し検討予定	定額化予定 (平成19年4月)	検討予定	見直し検討中	土曜日等の午前2～8時の規定削除 児童生徒の救急業務 1,500円 児童生徒の補導業務 1,500円	検討予定	検討予定	検討予定	検討予定	見直し検討予定	見直し検討予定	
茨城		調整数の区分見直し済み		定額化予定 (平成19年4月)			・土曜日等の規定削除 ・防災復旧業務(4時間1,600円、8時間3,200円)、基本災害(4時間3,200円、8時間6,400円)、児童生徒救急業務(4時間1,500円、8時間3,000円)、児童生徒補導業務(4時間1,500円、8時間3,000円)	項目追加 (実習航海における生徒指導業務8時間 2,000円)		4時間程度 1,200円 6時間程度 1,300円	土曜日等の規定を削除し、その他の日の規定を追加(勤務時間外において8時間程度)			
栃木		調整数の区分見直し済み 検討中 (教諭等以外の職員について、調整数を見直し)		定額化予定 (平成19年4月)		2以上の学年 290円 (3の学年を廃止)	土曜日等の規定削除			4時間程度 1,200円 6時間程度 1,800円 検討中		見直しを検討中	見直しを検討中	
群馬		調整数の区分見直し済み		定額化予定 (平成19年4月)			・土曜日等の規定削除 ・児童生徒の補導業務(4時間1,500円を追加)	8時間程度 2,100円	8時間程度 1,800円	4時間程度 1,200円 6時間程度 1,600円	1時間につき600円			
埼玉		調整数の区分見直し済み		定額化予定 (平成19年4月)		3の学年を廃止	「日中以外に6時間従事」を追加		・「土曜日等」の規定追加 ・週休日等、土曜日等に【日中以外6時間従事】を追加	増額の方向で検討中 現在:4～6時間 1,200円 6時間以上 1,500円	「日中以外に6時間程度業務」を追加	率の引き下げ、定額化等について検討中 (現在、全日制の管理職は6%支給)	昼夜を区分することについて、支給率の引き下げ・定額化について検討中	
千葉		調整数の区分見直し済み		定額化予定 (平成19年4月)		2以上の学年 290円 (3の学年を廃止)	土曜日等の規定削除		泊を伴うもの 週休日等・終日に及び程度 その他の日:6時間程度 泊を伴わないもの 日中8時間程度、日中以外6時間程度 土曜日等 12:30～20時、2～8時、日中以外6時間	4～6時間 1,200円 6時間以上 1,300円 6時間以上の区分の日額の引き上げ検討(1,300円→1,500円)	見直し予定(廃止)	見直し予定 (手当額を定率から定額(2級教諭32,000円)に改める。支給要件を設ける。)	見直し予定 (手当額を定率から定額(2級教諭32,000円)に改める。昼間定時制課程勤務者の手当額(2級教諭16,000円)を定める。支給要件を設ける。)	
東京	4% 2%(長期研修者等) 1%(指導力不足教員と認定された者)	級号級に応じた定額を支給 見直し検討中 (職種によらない一律支給や管理職への支給等について検討)	検討中 (年功・一律的な支給要件及び水準)	定額化予定 (平成19年4月)	特2級(主幹)で主任を兼ねるものに対する支給について検討中	3の学年を廃止 見直し検討中 (手当を支給するほどの特殊性、困難性があるか)	土曜日等の規定削除			支給水準について検討中	必要性について検討中	農業・水産 8%(定通受給者5%) 工業 6%(定通受給者4%)	校長・教頭(夜間3割以上)6% 教頭(夜間3割未満)4% 教諭等(夜間3割以上)8% 教諭等(夜間3割未満)5% 検討中 (支給対象範囲、手当の支給水準)	

都道府県	教職調整額	給料の調整額	義務教育等教員特別手当	管理職手当	特殊勤務手当						【高等学校のみ】 産業教育手当	【高等学校のみ】 定時制通信 教育手当	
					主任手当	多学年学級担当手当	教員特殊業務手当						
							非常災害時緊急業務	修学旅行等指導業務	対外運動競技等 引率指導業務	部活動指導業務			入学試験業務
(参考) 国の基準 【国庫負担算定基礎】	本給×4% ※校長、教頭を除く	号級ごとに定められた調整 基本額に調整数を乗じて 得た額 【調整数】 ①特殊学級担当職員 2 ②特殊教育直接従事者(教諭等) 2 ③②以外の教諭等 1	小中学校教員及び高等学校 教員に対して定額 高等学校のみ ※産業教育手当受給者 3/4【農業、水産】 2/4【上記以外】 ※定時制通信教育手当受給者 3/4【夜間定時制、通信】 2/4【上記以外】	校長、教頭、部主事(特 殊教育諸学校の各部 に置かれる主事)に対 して、規模別及び役職 別に定められた支給割 合を本給に乗じて支給	日額200円	2の学年 290円 3の学年 350円	ア 児童生徒の保護又は防災・復旧業務 日額3,200円(基本災害時は6,400円) イ 児童生徒の救急業務 日額3,000円 ウ 児童生徒の補導業務 日額3,000円 週休日等・終日及び程度(日中8時間程度) 土曜日等:①勤務に引き続き午後8時まで ②午前2～8時 平日:①勤務に引き続き午後11時まで ②午前2～8時	日額1,700円 8時間程度(就寝時間含まない)	日額:1,700円 泊を伴うもの:8時間程度(就寝時間含まない) 週休日等:終日及び程度(日中8時間程度)	日額1,200円 引き続き4時間程度 ※平日は支給対象外	日額900円 週休日等・終日及び程度(日中8時間程度) 土曜日等:勤務に引き続き午後8時まで	本給×10% ただし、定通手当受給者は6% ※校長を除く	本給×10% ただし、管理職手当受給者は8%
神 奈 川		調整数の区分見直し済み 廃止を予定 (職務の困難性は、特殊学 校等以外の学校に比べて 著しく特殊であるとはい えない)	休職者(公務上の傷病等 による者を除く)には支給 しない	定額化予定 (平成19年4月)	廃止(H18.4)	廃止(H18.4)	・土曜日等の規定削除 ・防災復旧業務(2～6時間 1,100円、6時間以上2,100 円) ・基本災害削除 ・救急業務(2～6時間900 円、6時間以上1,500円) ・補導業務(2～6時間900 円、6時間以上1,500円)	泊伴う 2,100円 泊伴わない 1,100円		※平日も適用 1～4時間 300円 4時間以上 1,200円 夜間1時間以上 600円	2時間以上 900円	定額化(職務の級に応じて、 38,000円を超えない範囲【1級 21,000円(定12,600円)、2～4 級38,000円(定22,800円)】、5 級は対象外)	定額化(昼間定時制の区分廃 止) 定時制 34,000円(管理職 27,000円) 通信制 17,000円(管理職 13,000円)
新 潟		調整数の区分見直し済み		定額化予定 (平成19年4月)									
富 山		調整数の区分見直し済み		定額化予定 (平成19年4月)		2以上の学年 290円 (3の学年を廃止)							
石 川		調整数の区分の見直し済 み 調整数の見直し (経過措置中【3→2】)		定額化予定 (平成19年4月)							廃止(H18.4)	【経過措置中】 8%(定通手当受給者5%)	【経過措置中】 8%(管理職6%)
福 井		調整数の区分見直し済み		定額化予定 (平成19年4月)	日額210円		・週休日等・日中8時間以上、深 夜を含む場合(1時間以上)は6 時間以上、深夜を除く夜間及び 早朝を含む場合は7時間以上 ・基本災害削除	1,750円 8時間以上で以下の時間帯を就寝 時間として除く 施設に宿泊:22～6時 野外、車中等:23～4時	8時間以上で以下の時間帯を就寝時間とし て除く 施設に宿泊:22～6時 野外、車中等:23～4時		1時間につき220円		
山 梨		超指数の区分見直し済み		定額化予定 (平成19年4月)									
長 野		【調整数】H18.10～ 特殊学級 6 特殊学校 6 その他 3 ※別途、調整率を定めてお り、それを考慮すると調整 数2程度 H19～特殊勤務手当へ切 替(調整数6のみ。調整数3 は廃止)		定額化予定 (平成19年4月)	日額100円 (H18.10～)	2の学年 150円 3の学年 180円 (H18.10～)	・土曜日等の規定削除 ・児童生徒の補導業務(4時間 1,500円を追加)			半日勤務日4時間 1,200円 週休日・休日4時間 1,450円 泊あり・夜間6時間 1,700円 週休日・休日8時間 1,700円	1時間につき240円 (H18.10～)	定率制から定額制に変更(H 18.10～) 教諭等:28,000円(H18年度の み経過措置)→20,000円	定率制から定額制に変更(H 18.10～) 教諭等:28,000円(H18年度の み経過措置)→20,000円
岐 阜		調整数の区分見直し済み		定額化予定 (平成19年4月)			児童生徒の補導業務(4時間 1,500円を追加)			週休日等又は半日勤務日に2時 間程度 600円 4時間程度 1,200円	1日程度 900円 半日(4時間)程度 450円		
静 岡		調整数の区分見直し済み		定額化予定 (平成19年4月)			・土曜日等の規定削除 ・防災復旧業務(4～8時間1,600 円、8時間以上3,200円) ・基本災害(4～8時間3,200円、8 時間以上6,400円) ・救急業務(4～8時間1,500円、8 時間以上3,000円) ・補導業務(2～4時間750円、4 ～8時間1,500円、8時間以上 3,000円)	4～8時間 1,100円 8時間以上 2,200円	4～8時間 1,300円 8時間以上 2,000円	8時間以上 2,000円 6～8時間 1,600円 4～6時間 1,300円	4～8時間 450円 8時間以上 900円 今後廃止を含めた見直しを行う 予定	見直し検討予定	見直し検討予定
愛 知		調整数の区分見直し済み		定額化予定 (平成19年4月)		2の学年 300円 (3の学年は廃止)	・基本災害削除 ・補導業務(8時間程度 1,600 円、左記の1/2程度 800円)	8時間程度 1,800円	泊を伴うもの:8時間 1,800円 週休日等:8時間 1,700円 4時間 1,200円	8時間程度 1,600円 4時間程度 1,200円		見直し予定 給料月額に7%(定時制通信 教育手当受給者は3%)(平 成19年4月)	見直し予定 給料月額に7%(管理職手当受 給者は4%)を乗じて得た額と する(平成19年4月)
三 重		調整数の区分見直し済み		定額化予定 (平成19年4月)	月額(5,000円)か ら日額化(200円) を検討	3の学年を廃止	・救急業務(4時間1,500円、6時 間3,000円) ・補導業務(4時間1,500円、6時 間3,000円)			6時間超 1,500円 4～6時間 1,200円 2～4時間 600円	6時間 900円 ※日の要件なし		
滋 賀		調整数の区分見直し済み		定額化予定 (平成19年4月)		2の学年 月6,700円 3の学年 月8,100円	・土曜日等の規定削除 ・補導業務(週休日等4時間以 上【その他3時間以上】1,500 円、週休日等8時間以上【そ 他6時間以上】3,000円)	8時間程度 2,000円		4時間程度 1,400円	支給要件に応じて、1,500～4,000 円 ※日、時間の要件なし		
京 都		調整数の区分見直し済み 検討中 (支給水準が職務の特殊 性に見合っているか、校 種、職種別に見直しを検討 中(支給対象職員の見直 し))		定額化予定 (平成19年4月)			・救急業務 1,500円 ・補導業務(1,500円、4時間程 度750円) 支給額の見直しを検討予定			6時間程度 1,500円 4時間程度 1,200円 支給額の見直しを検討予定	廃止	見直し検討予定	見直し検討予定
大 阪		廃止(平成18年4月) 3年間(H18.4.1～ H21.3.31)の経過措置(1/4 ずつ減)あり	【高等学校のみ】 定通手当(H17)、産手(H18) との併給調整廃止	定額化予定 (平成19年4月)	廃止 (平成10年11月)		・土曜日等における2～8時の規 定削除 ・防災復旧業務(支給要件に応 じて、1,600円か3,200円) ・基本災害(支給要件に応じて、 3,200円か6,400円) ・救急業務(支給要件に応じて、 1,500円か3,000円) ・補導業務(支給要件に応じて、 1,500円か3,000円)		週休日等の規定廃止	週休日等に6時間以上 2,500円 週休日等に4～6時間 2,000円 4時間勤務日に4時間以上 1,700円		定額化 全日 21,000円(定通手当受 給者 13,000円)	定額化 1,500円(管理職 1,200円)

都道府県	教職調整額	給料の調整額	義務教育等教員特別手当	管理職手当	特殊勤務手当						【高等学校のみ】 産業教育手当	【高等学校のみ】 定時制通信 教育手当		
					主任手当	多学年学級担当手当	教員特殊業務手当							
							非常災害時緊急業務	修学旅行等指導業務	対外運動競技等 引率指導業務	部活動指導業務			入学試験業務	
(参考) 国の基準 【国庫負担算定基礎】	本給×4% ※校長、教頭を除く	号級ごとに定められた調整 基本額に調整数を乗じて 得た額 【調整数】 ①特級学級担当職員 2 ②特殊教育直接従事者(教諭等) 2 ③②以外の教諭等 1	小中学校教員及び高等学校 教員に対して定額 高等学校のみ ※産業教育手当受給者 3/4【農業、水産】 2/4【上記以外】 ※定時制通信教育手当受給者 3/4【夜間定時制、通信】 2/4【上記以外】	校長、教頭、部主事(特 殊教育諸学校の各部 に置かれる主事)に対 して、規模別及び役割 別に定められた支給割 合を本給に乗じて支給	日額200円	2の学年 290円 3の学年 350円	ア 児童生徒の保護又は防災・復旧業務 日額3,200円(基本災害時は6,400円) イ 児童生徒の救急業務 日額3,000円 ウ 児童生徒の補導業務 日額3,000円 週休日等・終日に及ぶ程度(日中8時間程度) 土曜日等:①勤務に引き続き午後8時まで ②午前2～8時 平日:①勤務に引き続き午後11時まで ②午前2～8時	日額1,700円 8時間程度(就寝時間含まない)	日額:1,700円 泊を伴うもの:8時間程度(就寝時間含まない) 週休日等:終日に及ぶ程度(日中8時間程度)	日額1,200円 引き続き4時間程度 ※平日は支給対象外	日額900円 週休日等:終日に及ぶ程度(日中8時間程度) 土曜日等:勤務に引き続き午後8時まで	本給×10% ただし、定通手当受給者は6% ※校長を除く	本給×10% ただし、管理職手当受給者は8%	
兵 庫	号給に応じて支給 (調整数なし)			定額化予定 (平成19年4月)		月額制(2の学年以上 7,250円)から日額制へ (2の学年以上 290円) 【H18.4】	基大災害 週休日等 4時間:4,000円 8時間超:6,000円(極めて重大 な場合は規則で定める)	8時間程度 2,000円	見直し検討予定	見直し検討予定	半日勤務:引き続き5時間 その他の日:引き続き1時間 見直し検討予定			
奈 良		調整基本額を見直し(国水 準へ引き下げ) (H18.4)		定額化予定 (平成19年4月)			見直し検討予定	見直し検討予定	見直し検討予定	見直し検討予定	4時間以上 1,500円 8時間以上 1,800円 見直し検討予定	見直し検討予定	5%(定通手当受給者3%)	
和 歌 山		調整数の区分見直し済み 調整数の変更等について 検討中		定額化予定 (平成19年4月)			土曜日等の規定削除				4～6時間 1,200円 6時間以上 1,500円	高校入学者選抜(8時間) 1,800 円 推薦入学(8時間) 2,300円 ※日の要件はない	5%(定通手当受給者3%)	5%(管理職4%)
鳥 取		廃止(平成18年4月)		定額化予定 (平成19年4月)				1時間600円、 6時間以上3,600円	1時間600円、 6時間以上3,600円	1時間600円、 6時間以上3,600円			廃止 (平成18年4月)	見直し予定 (支給額の減額)
島 根		調整数の区分見直し済み 調整数の変更等【H18.12】 (調整数3[事務1.5]→調整 数2[事務0])		定額化予定 (平成19年4月)			土曜日等の規定削除					廃止		
岡 山	4%(休職2%[現在は 経過措置で3%])	調整数の区分見直し済み	【高等学校のみ】 産手、定通手当の併給見直 し(H18.4) 産手(農:3/4→4/4、工: 2/4→3/4) 定通(定時・夜、通信: 3/4→4/4、定時・昼夜併(昼 のみ):2/4→3/4、単独定 時・昼:2/4→3/4)	定額化予定 (平成19年4月)			土曜日等の規定削除						定額化(H18.4) 19,000円(定通手当受給者 11,500円)	定額化(H18.4) 19,000円 (管理職 15,000円) 通信制 9,500円 (管理職 7,500円) 昼間においてのみ授業を行う 定時制の課程を置く高等学校 の職員には手当を支給しない
広 島		調整数の区分見直し済み	夜間学級担当手当支給対象 者は3/4(S50.4～)	定額化予定 (時期について検討)			週休日等:日中4時間程度	額引き上げを検討中	泊を伴うもの(週休日):4時間程度 週休日等(泊なし):4時間程度 額引き上げを検討中	額引き上げを検討中	廃止	支給率の引き下げを検討中	支給率の引き下げを検討中	
山 口		調整数の区分見直し済み		定額化予定 (平成19年4月)		3の学年を廃止	土曜日等:6時間程度		支給要件及び支給額について検討 中		土曜日等:勤務が午後の場合、6 時間	支給率を引き下げる方向で検 討中 (平成19年4月目途)	支給割合を見直す方向で検討 中	
徳 島		調整数の区分見直し済み 見直し検討予定	見直し検討予定	定額化予定 (平成19年4月)			土曜日等の規定削除 検討予定	検討予定	8時間以上 1,700円 4～8時間 1,200円 検討予定	2～4時間 600円 4～6時間 1,200円 6時間以上 1,500円 検討予定	1時間につき220円 ※正規の勤務時間含む	見直し検討予定	見直し検討予定	
香 川		調整数の区分見直し済み 検討中 (支給の是非を含め支給額 を検討する必要があると包 括外部監査の指摘あり)	検討中 (手当として優遇措置を講じ なければ教員を確保できな いとは考えにくく、支給の見 直しの検討をする必要ありと 指摘)	定額化予定 (平成19年4月)	出張や研修で4時 間以上自校に勤 務しない場合、不 支給(H18.4)		補導業務(8時間 3,000円、左記 の1/2の時間 1,500円) 検討中	支給要件追加(実習船で生徒を 引率して行う指導業務(泊あり) 2,000円) 検討中	検討中	8時間 1,700円 4時間 1,200円 2時間 600円 検討中	検討中	7%(定通手当受給者 4%) (H18.4)	定時制:7%(教頭5%、校長 3%) 通信制:5%(教頭4%、校長 2%) 【H18.4】	
愛 媛		調整数の区分見直し済み 検討中 (支給額の見直し)		定額化予定 (平成19年4月)					見直しを検討中	見直しを検討中		支給割合(額)の見直しを検討 中	支給割合(額)の見直しを検討 中	
高 知		検討中 (給料の調整額から特殊勤 務手当への見直し)	【高等学校のみ】 産手、定通手当の併給調整 廃止(H17.4)	定額化予定 (平成19年4月)			土曜日等の規定削除 見直しを検討中 (手当の種類の拡大)	見直しを検討中 (手当の種類の拡大)	見直しを検討中 (手当の種類の拡大)	見直しを検討中 (手当の種類の 拡大)	2～4時間 650円 4時間以上 1,300円 見直しを検討中(手当の種類の 拡大)	土曜日等の規定削除 見直しを検討中 (手当の種類の拡大)	2級 農・水 19,000円 (定通受給者 11,000円) 工 16,000円 (定通受給者 11,000円) 1級 農・水 14,000円 (定通受給者 8,000円) 工 12,000円 (定通受給者 8,000円)	定時制(夜間のみ)19,000円(管 理職15,000円) 通信 3,500円(管理職2,800円)
福 岡		調整数の区分見直し済み 調整数(3[事務は1])の 減、廃止について検討中。		定額化予定 (平成19年4月)		3の学年を廃止	・「夜間4時間」を追加 ・平日:勤務に引き続き21時ま で ・補導業務 1,500円 増額を検討中	増額を検討中	増額を検討中	支給額の見直しを検討中	支給要件追加 ・夜間4時間程度 ・平日(勤務に引き続き21時ま で、夜間4時間程度)	見直し検討中 (支給割合の半減程度)	見直し検討中 (支給割合の半減程度)	
佐 賀		調整数の区分の見直し済 み 管理職を対象外(H18.4) 調整数の変更を検討中 (調整数2→調整数1)		定額化予定 (平成19年4月)	特殊教育諸学校の部 主事は不支給 特殊教育諸学校 の部主事に支給 (H18.4)		4時間程度から2時間以上に引 き下げ(H18.1)	4時間程度から2時間以上に引 き下げ(H18.1)	4時間程度から2時間以上に引き下 げ(H18.1)	2～4時間 600円 4時間以上 1,200円	4時間程度から2時間以上に引 き下げ(H18.1)	支給率を引き下げる方向で検 討中 (支給率は一般5%、定通手 当受給者3%を予定)	支給率を引き下げる方向で検 討中 (支給率は一般5%、管理職 4%を予定)	
長 崎		調整数の区分の見直し済 み 検討中 (長期病気休暇や休職等 の者への支給制限)		定額化予定 (平成19年4月)		支給対象見直し (H17.4) 小・中学校の保 健主事を対象外 とし、研究主任を 対象主任						見直し予定 (支給率を現行の1/2)	見直し予定 (支給割合を現行の1/2程度)	

都道府県	教職調整額	給料の調整額	義務教育等教員特別手当	管理職手当	特殊勤務手当						【高等学校のみ】 産業教育手当	【高等学校のみ】 定時制通信 教育手当	
					主任手当	多学年学級担当手当	教員特殊業務手当						
							非常災害時緊急業務	修学旅行等指導業務	対外運動競技等 引率指導業務	部活動指導業務			入学試験業務
(参考) 国の基準 【国庫負担算定基礎】	本給×4% ※校長、教頭を除く	号級ごとに定められた調整 基本額に調整数を乗じて 得た額 【調整数】 ①特殊学級担当職員 2 ②特殊教育直接従事者(教諭等) 2 ③②以外の教諭等 1	小中学校教員及び高等学校 教員に対して定額 高等学校のみ ※産業教育手当受給者 3/4【農業、水産】 2/4【上記以外】 ※定時制通信教育手当受給者 3/4【夜間定時制、通信】 2/4【上記以外】	校長、教頭、部主事(特 殊教育諸学校の各部 に置かれる主事)に対 して、規模別及び役職 別に定められた支給割 合を本給に乗じて支給	日額200円	2の学年 290円 3の学年 350円	ア 児童生徒の保護又は防災・復旧業務 日額3,200円(基本災害時は6,400円) イ 児童生徒の救急業務 日額3,000円 ウ 児童生徒の補導業務 日額3,000円 週休日等・終日に及ぶ程度(日中8時間程度) 土曜日等:①勤務に引き続き午後8時まで ②午前2～8時 平日:①勤務に引き続き午後11時まで ②午前2～8時	日額1,700円 8時間程度(就寝時間含まない)	日額:1,700円 泊を伴うもの:8時間程度(就寝時間含まない) 週休日等:終日に及ぶ程度(日中8時間程度)	日額1,200円 引き続き4時間程度 ※平日は支給対象外	日額900円 週休日等・終日に及ぶ程度(日中8時間程度) 土曜日等:勤務に引き続き午後8時まで	本給×10% ただし、定通手当受給者は6% ※校長を除く	本給×10% ただし、管理職手当受給者は8%
熊 本		調整数の区分見直し済み 見直し予定 (特殊教育諸学校の管理 職は調整額廃止。その他 の職員については、調整数 1)		定額化予定 (平成19年4月)			救済業務 1,500円 補導業務 1,500円				1時間につき300円 【学力検査手当】 ※正規の勤務時間含む	見直し予定 (支給率は一般職員5%、定 通手当受給職員3%)	見直し予定 (支給率は一般職員5%、管理 職員4%)
大 分		調整数の区分見直し済み		定額化予定 (平成19年4月)	「3の学年」を廃止の方 向で検討中。(H19.3.31)	土曜日等の規定削除 見直し予定(H19.4)		見直し予定(H19.4)	見直し予定(H19.4)	2～4時間 600円 4～6時間 1,200円 6時間以上 1,700円 見直し予定(H19.4)	1時間につき400円(県立学校の 職員が入学選抜者事務に従 事した場合) ※正規の勤務時間含む 見直し予定(H19.4)	見直し予定 (支給率を現行の1/2とす る。) (平成19年4月)	H19.4目途に検討中。支給率を 1/2(但し、通信制は1/4)
宮 崎	検討中(研修(派遣)を受 講する期間中、教職 調整額を4%から2% に減率)	調整数の区分見直し済み 検討中 (特殊教育諸学校に勤務す る管理職の調整数を2から 1。また、研修(派遣)を受 講する期間中、支給を停止 する。)		定額化予定 (平成19年4月)				8時間程度 2,100円 (H18.4)		3時間 1,700円 (H18.4)		【経過措置期間中】 7%[5%](定通手当受給者 5%[3%]) (H18.4)	【経過措置期間中】 夜間部8%[6%](管理職6% [4%]) 昼間部・通信制5%[3%](管理 職4%[2%]) 夜間部・通信制一(管理職6% [4%])
鹿 児 島		調整数の区分見直し済み		定額化予定 (平成19年4月)	3の学年を廃止	指導業務 1,500円					廃止	定額化(H18.4) 農業・水産 (1級19,000円 2級以上 24,000円) 工業 (1級14,000円 2級以上 18,000円) (定通手当受給者は上記の 60%支給)	定額化(H18.4) 夜間定時制 (1級19,000円 2級以上24,000 円) 通信制 (1級10,000円 2級以上12,000 円)
沖 縄		調整数の区分見直し済み		定額化予定 (平成19年4月)	3の学年を廃止	・防災復旧業務 2,100円 ・基大災害規定の廃止 ・救急業務 1,500円 ・補導業務 1,500円							
見直し済み 2都県		廃止 2府県	見直し済み 5府県	見直し済み 1県 (定額化(H19～)は全 都道府県で検討中)	見直し済み 7県 (廃止 1県、改善 2県、縮減 2県)	見直し済み 17都道府県 (うち、廃止 2府県、3の 学年廃止 12都県、月額 化 2道県、縮減 1県)	見直し済み 33府県 (改善 14府県、縮減 9府県)	見直し済み 12県 (改善 12県)	見直し済み 11県 (改善 9県)	見直し済み 25道府県 (改善 25道府県)	見直し済み 27道府県 (廃止 7道府県、改善 18県)	見直し済み 18都道府県 (定額化 6府県、廃止 1県、 縮減9都道県)	見直し済み 13都道府県 (定額化 6府県、縮減 7都道 県)

※この表における「見直し」とは、現在の義務教育費国庫負担金の算定基礎としている支給額及び支給割合と異なる制度を指す。

教 員 の 手 当 一 覧

費 目	概 要	支 給 額	創 設	背 景	主 な 経 緯	根 拠 規 定	
給 料 の 調 整 額	特殊教育(特別支援教育)に直接従事する教員に対し支給される手当	本給の平均約6%程度の定額 ※給料見合いとして支給されるため、諸手当の額に跳ね返る。	昭和31年	心身の障害を持つ児童・生徒の教育をつかさどる、勤務の特殊性を考慮	昭和31年 号俵間差額を支給 昭和32年 本給の4%(×調整数2) 昭和33年 支給対象の拡大(養護学校及び特殊学級担当教員【調整数1】) 昭和55年 4%のうち1%を定額化 平成 5年 支給対象の拡大(通級による指導に直接従事する教員) 平成 8年 各職務の級における中位号俵の3%相当(×調整数2)の定額	条例で定める	
教 職 調 整 額	勤務時間管理が馴染まないため時間外勤務手当が支給されない代わりに、教員の職務と勤務態様の特殊性を包括的に評価して一律に支給される手当(校長、教頭は除く)	本給×4% ※給料見合いとして支給されるため、諸手当の額に跳ね返る。	昭和47年	勤務時間管理が馴染まないため時間外勤務手当が不支給	昭和23年 教員への超過勤務手当を不支給 → 「超勤訴訟」 昭和41年 教職員勤務状況調査の実施 昭和47年 勤務状況調査の結果を踏まえ、4%支給	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(支給割合は条例で定める) 【支給義務】	
義務教育等教員特別手当	人材確保法に基づき、教育職員全員に支給される手当	給料の平均約3.8%程度の定額	昭和50年	人材確保法に基づく、計画的な給与改善措置の一環	昭和50年 人材確保法の制定に伴い、本給の4%相当額(定額)を支給 昭和52年 本給の6%相当額の支給(上限、月額15,200円) 昭和53年 月額単価の引上げ(上限、月額20,200円)	教育公務員特例法(内容は条例で定める)	
特 殊 勤 務 手 当	非常災害時等緊急業務	①非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 ②児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う緊急の業務 ③児童又は生徒に対する緊急の補導業務	①8時間程度の業務で 日額3,200円 ※基大災害時における救援業務 日額6,400円 ②8時間程度の業務で 日額3,000円 ③8時間程度の業務で 日額3,000円	昭和47年	教員の勤務の特殊性	昭和50年 支給日額の改定(1,000円～1,500円 → 1,200円～1,700円) 平成 元年 支給日額の改定(1,200円～1,700円 → 1,500円～2,100円) 平成10年 ①の業務について、支給日額の改定(2,100円 → 3,200円) 基大災害時に救援業務に従事した場合、日額6,400円を支給可能 平成11年 ②の業務について、支給日額の改定(1,500円 → 3,000円) 平成12年 ③の業務について、支給日額の改定(1,500円 → 3,000円)	条例で定める
	修学旅行等指導業務	修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画・実施するものに限る)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	8時間程度の業務で 日額1,700円	昭和47年	教員の勤務の特殊性	昭和50年 支給額の改定(1,200円 → 1,400円) 平成 元年 支給額の改定(1,400円 → 1,700円)	条例で定める
	対外運動競技等引率指導業務	対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	8時間程度の業務で 日額1,700円	昭和47年	教員の勤務の特殊性	昭和50年 支給日額の改定(1,000円 → 1,200円) 平成 元年 支給日額の改定(1,200円 → 1,500円) 平成 8年 支給日額の改定(1,500円 → 1,700円)	条例で定める
	部活動指導業務	学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等に行うもの	4時間程度の業務で 日額1,200円(土、日、休日)	昭和52年	教員の勤務の特殊性(人材確保法に基づく、計画的な給与改善措置の一環)	昭和53年 支給要件の緩和(5時間 → 4時間) 平成 元年 支給額の改定(500円 → 620円) 平成 5年 支給日額の改定(620円 → 750円) 平成 8年 支給日額の改定(750円 → 1,200円)	条例で定める
	入学試験業務	入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等に行うもの	8時間程度の業務で 日額 900円(土、日、休日)	昭和47年	教員の勤務の特殊性	昭和50年 支給日額の改定(600円 → 720円) 平成 元年 支給日額の改定(720円 → 900円)	条例で定める
	多学年学級担当手当	いわゆる「複式学級」を主として担当する教諭等に支給される手当	2つの学年 日額290円 3つの学年 日額350円	昭和34年	多学年の児童・生徒を対象に授業を展開するという職務の困難性に着目	昭和34年 公立学校の単級学校手当及び複式学級手当をもとに新設(単級学校:日額48円、複式学級:日額36円) 昭和37年 支給日額の改正(単級(小学校):80円、3以上の学年:60円、2の学年:50円) 昭和41年 支給日額の改正(単級(小学校):120円、3以上の学年:90円、2の学年:75円) 昭和46年 支給日額の改正(単級(小学校):170円、3以上の学年:130円、2の学年:110円) 昭和49年 支給対象の変更(3の学年:200円、2の学年:160円) 昭和50年 支給日額の改正(3の学年:260円、2の学年:210円) 昭和52年 支給日額の改正(3の学年:280円、2の学年:230円) 平成 2年 支給日額の改正(3の学年:350円、2の学年:290円)	条例で定める
教育業務連絡指導手当	いわゆる主任手当	日額200円	昭和52年	人材確保法に基づく、計画的な教員給与改善措置の一環として、主任の制度化に伴って創設	昭和50年 主任を省令上明確に位置付け 昭和52年 小中学校の教務主任、学年主任、生徒指導主事に支給 昭和53年 支給対象に研究主任、教育実習主任を追加 昭和53年 上記に準ずると認められるものは「拡大主任」として支給対象	条例で定める	
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある校長、教頭、部主事に対し支給される手当	給料(教職調整額は除く)×校長12～16%、教頭10～12%、部主事8%	昭和33年	管理又は監督の地位としての職務の特殊性(人材確保法による教員給与の改善の一環として、支給率引上げ)	昭和35年 支給対象「教頭」(支給率7%[校長と同率])を追加 昭和36年 校長の支給率の改定(7% → 8%) 昭和40年 支給率の改定(校長 8%→10%、教頭 7%→8%) 昭和42年 支給率の改定(校長 10%→12%、教頭 8%→10%) 昭和54年 支給区分「大規模校」(校長 14%、教頭 12%)を追加 平成 8年 支給区分「特大規模校等の一部の校長」(16%)を追加 → 「人確法」による給与改善	条例で定める	
へ き 地 手 当	へき地教育の振興のため、へき地学校に勤務している教職員に支給される手当	へき地級地に応じ、(給料+扶養手当)×25%の範囲内	昭和23年	教育の機会均等及びへき地教育の特殊事情にかんがみ、へき地における教育の水準の向上を図る	昭和27年 特殊勤務手当としてのへき地手当から遠隔地手当へ 昭和31年 定額支給から本給に対する定率へ改正 昭和34年 支給割合の増加(5級地 25%、4級地 20%、3級地 16%、2級地 12%、1級地 8%) 昭和45年 へき地手当に準ずる手当が新設(本給の4%) 平成15年 級別に応じ、25%の範囲内で支給	へき地教育振興法(各級地の支給割合は条例で定める) 【支給義務】	
定 時 制 通 信 教 育 手 当	高等学校の定時制又は通信制の課程の校長、教頭、教員(教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤講師)及び実習助手が対象	給料×10%(管理職手当受給者は8%)	昭和35年	定時制教育及び通信教育に携わる者の職務の複雑困難性	—	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(内容は条例で定める)	
産 業 教 育 手 当	高等学校の農業・水産・工業・商船の産業教育に従事する教員(教頭、教諭、助教諭、常勤講師)及び実習助手が対象	給料×10%(定時制通信教育手当受給者は6%)	昭和32年	産業教育の特殊性に鑑み、産業教育の振興を図るため	昭和33年 工業(電波を含む)及び商船に拡大。実習助手に対しても支給可能。 昭和45年 農業及び水産の支給割合の改定(7%→10%) 昭和46年 工業(電波を含む)及び商船の支給割合の改定(7%→10%)	農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(内容は条例で定める)	

の網掛けは、人材確保法により給与改善が行われた給料及び諸手当

* 表中「支給額」は、平成16年4月の国立大学法人化前のものであり、現在では各都道府県において支給額及び支給割合を決定している。なお、上記「支給額」については、国庫負担金算定の際の積算根拠として現在も使用している。

教職員給与の在り方に関する意見（抜粋）

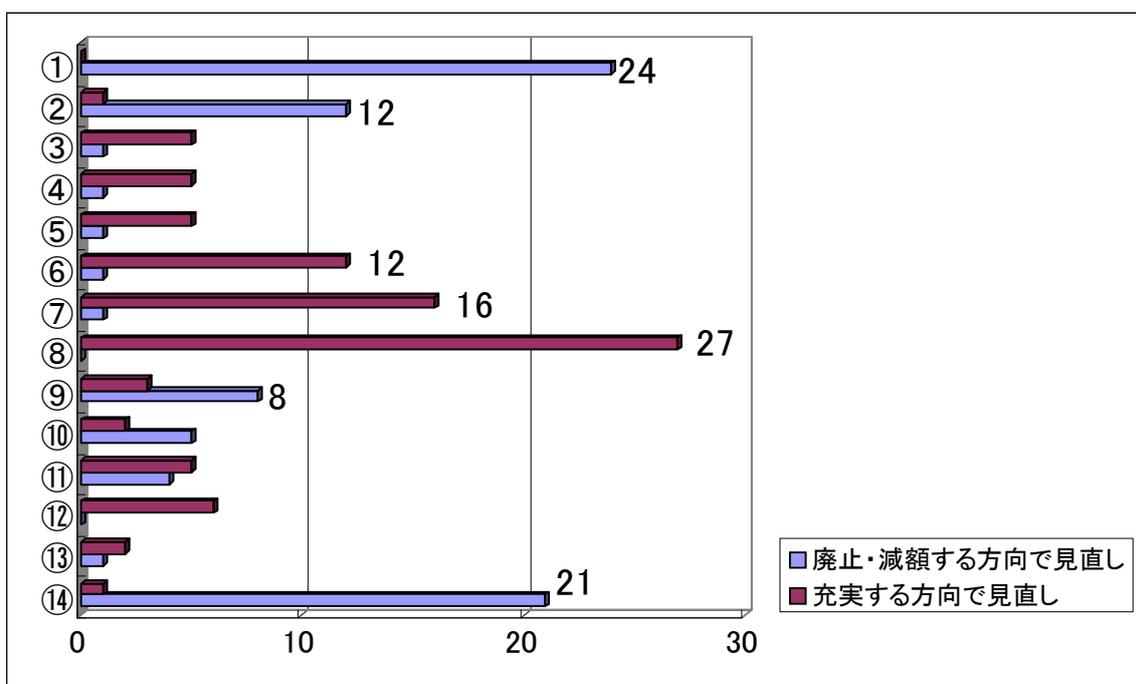
全国都道府県教育長協議会

（2）教員特有の手当について

現在支給されている各種教員手当について、充実すべき手当、または廃止減額すべき手当について質問したところ、以下のとおりとなった。

【資料3】教員特有の手当について

- ① 給料の調整額（特殊学級担当教員及び特殊教育諸学校の教員が対象）
- ② 義務教育等教員特別手当
- ③ 教員特殊業務手当（非常災害時等の緊急業務：児童生徒の保護又は防災・復旧業務）
- ④ "（非常災害時等の緊急業務：児童生徒の救急業務）
- ⑤ "（非常災害時等の緊急業務：児童生徒の補導業務）
- ⑥ "（就学旅行等指導業務）
- ⑦ "（対外運動競技等引率指導業務）
- ⑧ "（部活動指導業務）
- ⑨ "（入学試験業務）
- ⑩ 多学年学級担当手当
- ⑪ 教育業務連絡指導手当（主任手当）
- ⑫ 管理職手当
- ⑬ 管理職員特別勤務手当（休日等に勤務した校長・教頭・部主事が対象）
- ⑭ へき地手当



廃止・減額する方向で見直し： ①・②・⑨・⑭

充実する方向で見直し： ⑥・⑦・⑧